

第3回 食と農林漁業の食育優良活動表彰 募集要領

平成27年4月20日
農林水産省 消費・安全局
(平成27年6月19日一部改正)

1 表彰の趣旨

我が国の食生活における栄養の偏りや不規則な食事の増加、伝統ある食文化の喪失、食品ロスの増加等、様々な問題に対処するため、食に対する感謝の念を育み、自ら食を選択できる能力を身につけるための食育を推進することが重要となっている。

農林水産省は、食料の安定供給、農林水産業の発展、農山漁村の振興を担う立場から、①生産者と消費者の交流や農林漁業体験活動の機会の提供、②地域における食生活の改善や食文化の継承を推進しているところであり、こうした食育活動を持続的かつ効果的に実施し、優れた実績を上げた農林漁業関係者や食品等事業者に対して、その功績を称え、これを広く国民に周知し、優れた食育活動の全国展開を促すことを目的として表彰を実施する。

2 実施主体

主催：農林水産省 運営：第3回食と農林漁業の食育優良活動表彰事務局

3 募集の対象

食文化の伝承や農林漁業体験機会の提供等を通じて、農林水産業への理解や食への感謝の念の醸成を促すとともに、食生活の健全化に資する食育活動などで優れた実績を上げた者。

【部門及び募集対象】

食育推進に寄与する農林漁業者等（個人・団体）と、食品等事業者（企業・事業者）を対象とし、それぞれ「一般部門」と「企業部門」として部門を設ける。

※複数者による連携した取組の場合、応募は代表する1者からとし、代表者が該当する部門に応募するものとする。

(1) 一般部門

- 募集対象者：①農林漁業者（法人含む）、集落営農等農業者グループ
②農林漁業関係団体（JA等）、学校、NPO法人
③その他

(2) 企業部門

募集対象者：企業、事業者（個人事業主を含む）

4 受賞

【一般部門】

農林水産大臣賞 1件 消費・安全局長賞 3件

【企業部門】

農林水産大臣賞 1件 消費・安全局長賞 3件

5 実施期間

(応募受付) 平成 27 年 4 月 20 日 (月) ～平成 27 年 ~~6 月 19 日 (金)~~ 消印有効
6 月 30 日 (火) 必着

(表彰式) 平成 27 年 9 月中旬

会場：(株)三菱総合研究所

東京都千代田区永田町 2-10-3 東急キャピトルタワー

※受賞者には 9 月の表彰式への参加をお願いします。

6 応募方法

専用の応募用紙に必要事項を記入の上、下記の事務局宛まで送付。

メール syokuiku-bosyu27@mri.co.jp

郵送 〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3 (株)三菱総合研究所
「第 3 回 食と農林漁業の食育優良活動表彰」係宛

※応募用紙は返却いたしません。

応募いただいた写真や資料等を、食育事例として農林水産省ホームページ
等でご紹介させていただく場合がありますので予めご了承ください。

7 審査方法

有識者等で構成される審査委員会において、応募された事例の関係書類にもとづいて書面審査を行い、「独自性」「継続性」「効果性」の 3 つの観点を軸に、総合的に判断して受賞者を決定。

8 問合せ

委託先：(株)三菱総合研究所 「第 3 回 食と農林漁業の食育優良活動表彰事務局」
TEL 03-6705-6134 10:00～17:00 (平日の 12:00～13:00 及び土・日・祝日除く)

以 上